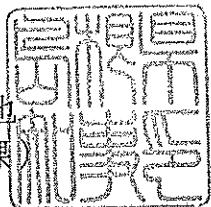


原第567号
令和6年10月25日

出雲市長 飯塚俊之様

島根県知事 丸山達也
(防災部原子力安全対策課)



『『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書』に基づく手続きについて（依頼）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所2号機につきましては、本年10月23日に原子力規制委員会から特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可が出され、それを受け、本日、中国電力㈱から本県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づく事前了解のお願いがありました。

本件の事前了解判断に当たっては、今後、住民団体の代表も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問、県議会や貴市をはじめとする関係自治体などのご意見を伺ったうえで、判断する考えです。

つきましては、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え方」をお聴かせいただきますようお願いいたします。